

9月号

発行所
熊本県 大津町
大津町中央公民館

印刷 大津 坂本印刷所

広報

おなづまち

No. 222 昭和44年9月発行 毎月1回発行

人口の動き

生	12
死	15
入	71
出	104
転	4,479
居	19,578
世	9,322
人	10,256

引越をしたら14日以内に
役場の窓口に必ず届出
(転入転居)をしましょう

前いのゆかたで600人
地蔵盆踊りに人の波



町が新しく制定した「花の大津」「大
津音頭」の披露とあつて踊り子も大張
切り 色提灯に彩どられた会場は
人々にうずまつた

-(3)-

歳出			
款	予算額	支出済額	比較
1.総務費	5,638	5,082	556
2.医業費	2,415	2,371	44
3.施設整備費	85	84	1
4.公債費	109	109	0
5.予備費	48	0	48
歳出合計	8,295	7,646	649

歳入			
款	予算額	収入済額	比較
1.使用料及手数料	2,640	1,297	△ 1,343
2.財産収入	800	0	△ 800
3.繰入金	3,500	3,500	0
4.繰越金	165	164	△ 1
5.諸収入	35	23	△ 12
歳入合計	7,140	4,984	△ 2,156

歳出			
款	予算額	支出済額	比較
1.ブルトーザ費	6,913	4,884	2,029
2.公債費	30	0	30
3.予備費	197	0	197
歳出合計	7,140	4,884	2,256

交通災害共済特別合計			
歳入	予算額	収入済額	単位千円
1.交通災害共済費	2,190	2,393	203
2.諸収入	6	30	24
歳入合計	2,196	2,423	227

歳出			
款	予算額	支出済額	比較
1.総務費	226	185	41
2.交通災害給付費	1,870	607	1,263
3.予備費	100	0	100
歳出合計	2,196	792	1,404

国保特別会計(事業勘定)

歳入	予算額	収入済額	単位千円
款	予算額	収入済額	比較
1.国民健康保険税	37,811	37,948	137
2.使用料及手数料	60	39	21
3.国庫支出金	73,346	77,173	3,827
4.県支出金	19	20	1
5.財産取入	535	523	0
6.譲入金	3,000	3,000	0
7.譲越金	6,743	6,743	0
8.諸取入	322	486	164
歳入合計	121,836	125,936	4,096

歳出	予算額	支出済額	比較
款	予算額	支出済額	比較
1.総務費	5,984	5,836	148
2.保険給付費	106,289	104,324	1,965
3.保健施設費	1,903	1,842	61
4.基金積立金	1,093	1,093	0
5.諸支出金	1,060	1,005	55
6.予備費	5,507	0	5,507
歳出合計	121,836	114,100	7,736

(直診勘定)

歳入	予算額	収入済額	比較
款	予算額	収入済額	比較
1.診療収入	6,711	6,948	237
2.使用料及手数料	4	6	2
3.財産取入	50	0	△ 50
4.譲入金	1,000	1,000	0
5.譲越金	500	500	0
6.諸取入	30	29	△ 1
歳入合計	8,295	8,483	188

一般会計昭和43年度性質別歳出内訳(単位千円)

区分	決算額	比率
人件費	125,038	30.7%
物件費	58,537	14.4
建設事業費	130,435	32.0
積立金	14,022	3.5
その他の経費	79,190	19.4
合計	407,222	100

一般会計款別歳入歳出内訳表 単位千円

款	予算額	収入済額	比較
1.町自動車取得税	85,996	87,920	1,924
2.自動車取得税	3,501	4,060	559
3.地方交付税	139,496	142,496	3,000
4.交通安全対策費	274	274	0
5.分担金及び負担金	3,875	3,706	△ 169
6.使用料及び手数料	11,426	11,564	138
7.国庫支出金	34,790	34,169	△ 621
8.県支払金	56,762	54,670	△ 2,092
9.財産取入	4,091	4,191	100
10.寄附金	2,790	2,881	91
11.繰入金	25,000	25,000	0
12.繰越収入	17,293	17,293	0
13.町入金	11,232	13,447	2,195
14.町借入債	32,300	32,300	0
歳入合計	428,846	433,971	5,125

款	予算額	支出済額	比較
1.議会費	11,620	11,564	56
2.会務費	116,362	114,987	1,375
3.議員費	46,641	45,752	889
4.民衆衛生費	14,315	13,223	1,092
5.農林水産業費	320	301	19
6.労働費	59,166	54,215	4,951
7.商工費	5,336	3,978	1,358
8.土木費	52,119	49,890	2,229
9.消防費	7,876	7,626	250
10.教育費	66,431	64,942	1,489
11.文化費	13,678	13,070	608
12.公債費	27,693	27,674	19
13.予備費	7,289	0	7,289
歳出合計	428,846	407,222	21,624

歳入歳出差引残額26,749千円は翌年度へ繰越

交通災害共済に

一日も早く加入を

事故死二名を出す

交通事故が激化している今日、社会的関心の度合、各種の安全運動が広く展開されております。大津町に於ても警察、交通指導員等によつて、交通事故撲滅に毎日努力されているにも拘らず、最近交通事故による二名の死亡者三名の傷者を出すと云う悲しい記録を作りました。(事故死による大津町交通事故共済に御加入の家庭は一戸あります。)

一年三六五日安全な生活えの希求が家庭の中に根をおろし「交通安全宣言の家」の誕生にそ、これから課題であると思います。

「交通安全宣言の家の中に、ドライバーがあり、歩行者があります。」など名目的でなく家族を一同とした交通安全教育の方法、安全意識を検討し研究して欲しいものです。

期間 九月十一日から九月十五日
午前八時三十分～午后五時
場所 役場総務課内
今回のお登録者は住民基本台帳に登載されていて昭和四十四年六月二日以降

挙に於いては三ヶ月の住所要件だけで選挙権がありましたが、七月二十日(新法施行)以降の選挙権からは投票出来なくなりました。

これからは母親をリーダーとした「交通安全宣言の家」の設置にとり組み母親から、その日の生活のはじまりである朝に、ドライバーである夫に、カー・キチの息子に、ヨコモ歩きの坊やに

小学生の子供さんに、耳、足もとの通害共済に御加入の家庭は一戸あります。危ないおじいちゃん、おばあちゃんに安全の「言」を云つていただくなれば安全全運転等に充分努力される様お願いします。

尚町民の皆さんには、この交通安全の日々に警戒心を強めると共に、「安全な交通への参加を強く希望します。又大津町にて安全運転等に充分努力される様お願いします。尚町民の皆さんには、この交通安全の日々に警戒心を強めると共に、「安全な

本年度の公営住宅建設工事は立石団地に二十四戸建設されます。去る八月九日入札が行われ、第一種住宅八戸は岩下建設が六百十三万八千円で、第二種住宅八戸安十六戸宇都宮建設と大協建設が夫々五百十三万円で落札しました。八月十七日着工十二月中旬に竣工する見込です。

以上のように今回の選挙法改正により住民基本台帳が基本になります、この住民基本台帳に記録された引き続き三ヶ月以上居住して居ればその後の選挙権登録日に自動的に登録されることになりました。

公営住宅の二十一戸に
立石団地に

選挙人名簿定期登録

の書面総覧

九月一日までに満二十才になつた者及び本町に転入届をして引続き三ヶ月以上居住している者尚今まで選挙権があ

った人でも、今回の改正により、住民基本台帳に記録されない人は職権があ

り、本年度の定期登録は年一回(九月十日)として決定した者の住所、氏名及び生年月日を記載した書面を次により縦覽に供しますので期間中に閲覧して下さい。

(1)本町に転入していくながら住民権をしていない者

大津東小学校陸内幼稚園建設始る

大津東小学校は第一建設が工費四千三百九十九拾万円で落札し近く工事に着手して下さい。

尚輝内幼稚園は中山建設が五百拾万七千六百円で落札し八月二十九日現地に於て起工式が行なわれた。

(2)入学、入院等の都合で転出した他の市町に記録されていない者
これら等の人は本年七月十九日までの選

署を察さも彼岸まで
交通事故ものこの辺まで

鋪装道路の敷水は
路面を傷めます

りますので、このようなことのないよ
う充分御注意下さい。

この外リーンゴ酒の製造もどう酒同様
罰せられます。

(菊池税務署)

最近交通事故量の増加につれて県道並びに
町道の舗装が行われる様になつて参り
ました。舗装工事の内、特にアスファ
ルト系の舗装では水分による舗装面の
損傷が甚しく、乳剤の成分が変化して
路面はボロボロとなります。

又日本の散水は温度の急激な変化によ
る伸縮で、特に舗装路面を傷める事と
なります。折角防塵、舗装をしても水
まきのため元の悪道とする結果となり
ますので、舗装道路の水まきは是非
止める様御協力下さい。

本人権保護委員に
本山雲量氏(岩坂)

このたび法務大臣より委嘱免令があり
ました。
人権保護委員の使命は国民の基本的
権が侵されることのないよう監視し
若しこれが侵犯された場合には、その
救済のためすみやかに適切な処置を採
ることとも常に自由人権思想の普及高
揚に努めることです。

ふんどう
酒
家庭製造はできません

ふどの最盛期を過ぎる頃になると、
ふど酒密造の声が聞かれることがあ
ります。
ふど酒の家庭製造は酒税法によつて
固く禁じられており、これに違反すれば
罰則者として五年以下の懲役又は五
十万円以下の罰金が科されることにな

る。下町倉岡和代さんより概略次のよ
うな便りが町長に寄せられました
飛行場もできますし、菊陽町にまたが
る道路にあります。将来は車の
波が予想されます。

連体日には車がありみたいに通りまし
たし、二日雨が降らなければ目も
あけられない程です。

興道ですので無理かと思いますが、是
非舗装が出来るように運動して下さい
お返事

ご指摘の地点を係で調査いた
しましたところ、本件は空港へ五
七号線を結ぶ連絡道路として舗装
予定の県道になつていますのでし
ばらくお手数下さい。

年金

高令住意加入者の再加入

明治三十九年四月二日から明治四十四
年四月一日までに出生した人は、国民
年金が創設した昭和三十六年四月当
时すでに五十才以上五十五才であった
ので、被保険者期間も短い関係で(通常
の場合六十才まで)一回強制加入の制度
がから除かれ되었습니다。しかし昭
和三十六年四月より被保険者期間十年
間という約束のもとに任意加入の道が
つくられました。この人達を高令住意
加入者とつておますが、(十年年金
と一回昭和四年四月から(六十五
才になった月から)月額五千円、年額
にして六万円の老令年金が支給される
予定で)発足當時に加入出来なかつた人
は、来年一年月額に再加入
のチャンスが予想されます。その後
の年金保険は自分自身で積みましょう
七十才になつてから老令年金との
関係についてまとめて貰いますと、本人の所得
制限や扶養義務者の所得制限等に該當
されなかつた人は、年金が貰えない場合でもこの制
度に加入しておれば三万円の年金が貰
えます。

この制度のあらましと加入条件は
加入資格……明治三十九年四月二日か
ら明治四十四年四月一日までの出生者
で日本国籍者
加入出来ない人……(1)恩給を受けてい
る人 (2)公務員共済組合などから退職
年金を受けている人 (3)厚生年金や老
人保険から老令年金を受けている人
(4)通算老令年金を計算退職年金を受け
ている人 (5)公務員扶助料や遺族年
金などをうけている人 (6)年金保険
被保険者期間……五年間

明治四十四年四月一日までの出生者
で日本国籍者
加入出来ない人……(1)恩給を受けてい
る人 (2)公務員共済組合などから退職
年金を受けている人 (3)厚生年金や老
人保険から老令年金を受けている人
(4)通算老令年金を計算退職年金を受け
ている人 (5)公務員扶助料や遺族年
金などをうけている人 (6)年金保険
被保険者期間……五年間

年金額……三万円(子五百円)
受給開始期……三万円(子五百円)
受給年金額……三万円(子五百円)
二十才到達者の加入促進

今年満二十才になられた人に係で出番書
を送りましたが、まだ届出を済ませられ
ない人が多あります。この届出は国
民年金法から加入強制で、しないつ
とか自分の都合で無届は済まされない
制度でありますように会社勤めで厚生年
金の資格者や夫共済会員の必要の人、大
学生などが勤人か、学生であるかの届出はあ
ませんが、勤人か、学生であるかの届出はあ
は係まで連絡下さる様お願ひします

善意

社協一般寄附金

現金口座

母子家庭児童の一日お父さん旅行経費
の一部に二七〇九五円

払田 労力口座

平川若松会老人クラブ（会長三池）十
三名老人の家草取り奉仕

引水老人クラブ三名（会長木村宇

一）老人の家草取り奉仕

藤坂吉光殿

亡母キヨ殿

中島良吉殿

長男民雄殿

本山トキエ殿

亡夫実殿

千繪文子殿

長男仁殿

不慮の災害による男のため

とりぎれ御姓名をお詫びし

の方もあり失礼をお詫びし

ております。

日吉町 古閑大次様

旭ヶ丘住宅 山本次七子

平川敏子様

二〇〇〇円

室町通人会 代表者 大塚トシ子

福田トシ子様 ブドウ 五 K

室二丁目 総方計助相澤草キザミ三六

ケマツチ六〇ヶ

灰琴 六年豊裕美徳

中村利雄様 一〇〇〇円

中学通り 第一七分団一同

六年山名影 二年昌子様

二〇〇〇円

四分団 後退女子

一八〇〇円

中学校通り 六年山名影 二年昌子様

二〇〇〇円

東家美智雄殿 板垣国春殿

坂本一彦殿

坂本房子様

砂糖六 K

預託 物品口座

桜町 山野真記殿よりヨーダルト一〇

○本日お父さん旅行に

現金口座

西本寅利一万円、石崎日出男殿一

円、内見金五百円、石崎大山高頭殿千八百

円、内見金五百円、笠原春雄殿一千円、府内照雄殿一千円、山野真記殿一千円、

斎藤実雄殿一千円、藤本力雄殿一千円、

水源町大森賀信二九〇円、吐子ども会一千円、上野三一目子ども会一千円、日吉

町東組子ども会一千円、本町十二分団子ども会一千円、引水子ども会一千円、中津内見童会一千百金門也各れも地蔵祭資

鶴の家休湯日 每週火曜 老人懇の家

九月十一日～十月九日

相談は無料です。

行政相談委員 合志武一

善意銀行

老人会

西川と西瓜

老 人 と 西 瓜

一年中で一番暑い盛り 引水老人クラブ

一周年記念式典よりヨーダルト一〇

本日お父さん旅行に

西本寅利一万円、石崎日出男殿一

円、内見金五百円、石崎大山高頭殿千八百

円、内見金五百円、笠原春雄殿一千円、府内照雄殿一千円、山野真記殿一千円、

斎藤実雄殿一千円、藤本力雄殿一千円、

水源町大森賀信二九〇円、吐子ども会一千円、上野三一目子ども会一千円、日吉

町東組子ども会一千円、本町十二分団子ども会一千円、引水子ども会一千円、中津内見童会一千百金門也各れも地蔵祭資

鶴の家休湯日 每週火曜 老人懇の家

九月十一日～十月九日

相談は無料です。

行政相談委員 合志武一

今月の行政相談

日時 九月十九日午前十時～午後三時

場所 老人懇の家

西本寅利一万円、石崎日出男殿一

円、内見金五百円、石崎大山高頭殿千八百

円、内見金五百円、笠原春雄殿一千円、府内照雄殿一千円、山野真記殿一千円、

斎藤実雄殿一千円、藤本力雄殿一千円、

水源町大森賀信二九〇円、吐子ども会一千円、上野三一目子ども会一千円、日吉

町東組子ども会一千円、本町十二分団子ども会一千円、引水子ども会一千円、中津内見童会一千百金門也各れも地蔵祭資

鶴の家休湯日 每週火曜 老人懇の家

九月十一日～十月九日

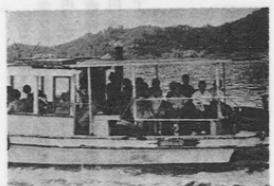
相談は無料です。

行政相談委員 合志武一

錢の内から社会福祉のために

母子家庭児童の一日お父さん旅行に

を母子家庭児童の一日お父さん旅行に



一日お父さん旅行記